

24 福保医安第621号
平成24年9月20日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
(公印省略)

無資格者による医業及び歯科医業の防止の徹底について

平素より東京都の保健医療施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

東京都において、医師又は歯科医師の雇い入れ時における資格確認を医療機関に指導しているところですが、このたび都内医療機関より、検診業務に従事していた非常勤医師が医師免許不保持の疑いがあるとの報告を受けました。

無資格医業等の防止については、昭和47年1月19日医発第76号厚生省医務局長通知及び昭和60年10月9日健政発第676号厚生省健康政策局長通知等により、医師等の有資格者を雇い入れる場合には、事前に免許証及び卒業証書の原本の提出を必ず求めるよう通知されております。今後、同様事例への再発防止対策として、各医療機関において医師等の資格確認に対し十分な注意を払うとともに、改めて確認行為の徹底を図るようお願いいたします。

なお、社団法人東京都医師会、社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には、当職から別途通知しておりますので申し添えます。

【参考】

- 東京都福祉保健局医療政策部医療安全課
「病院管理の手引（平成23年3月）」 9頁
- 厚生労働省法令等データベースサービス（こちらで通知を検索できます）
(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>)

(問い合わせ先)

東京都福祉保健局医療政策部
医療安全課指導係
電話 03 (5320) 4432 (直通)



24 福保医安第701号
平成24年10月 3日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
(公印省略)

医師及び歯科医師の資格確認の徹底について (通知)

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局医事課長及び歯科保健課長より、別添のとおり
通知がありましたのでお知らせします。

ついては、本件につきまして貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいの
程お願いいたします。

なお、社団法人東京都医師会、社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には、都から
別途通知しておりますので申し添えます。



(問い合わせ先)
東京都福祉保健局医療政策部
医療安全課指導係
電話 03 (5320) 4432 (直通)



別紙3

医政医発0924第1号
医政歯発0924第2号
平成24年9月24日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



歯科保健課長



医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）

無資格者による医業及び歯科医業を防止するため、「無資格者による医業及び歯科医業の防止について」（昭和47年1月19日付け医発第76号厚生省医務局長通知。別添1）、「免許証の不正防止について」（昭和53年3月20日付け医発第289号厚生省医務局長通知。別添2）及び「医師等の資格確認について」（昭和60年10月9日付け健政発第676号厚生省健康政策局長通知。別添3）において、医師及び歯科医師の資格確認の徹底等を求めているところです。

しかしながら、今般、無資格者が医業を行っていたために逮捕された事例が判明いたしました。今後、同様の事例が発生することのないよう、医師及び歯科医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底について、改めて関係者、関係団体等に周知徹底を図るようお願い申し上げます。

なお、医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」（<http://licenseif.mhlw.go.jp>）を設けていることから、当該システムも活用して適正な資格確認を行うよう、併せて周知をよろしくお願い申し上げます。

